合志楓の森中学校ＰＴＡ弔慰規程

第１条　生徒の死亡について
　生徒の死亡については、通夜・葬儀にＰＴＡ代表が参列し、弔電と香典（目覚料を含む）10,000 円を供える。

第２条　会員関係者の死亡について
（１）ＰＴＡ会員の死亡については、通夜・葬儀にＰＴＡ代表が参列し、弔電と香典（目覚料を含む）10,000 円を供える。

（２）学校職員家族（同居の１等親）の死亡については、通夜・葬儀にＰＴＡ代表が参列し、弔電と香典（目覚料を含む）5,000 円を供える。

第３条　会員関係者の事故について
　会員のＰＴＡ行事中における傷害事故については、実状に応じて見舞金をおくる。

第４条　自然災害・火災等の被災について
　会員の自然災害・火災等による災害については役員会で審議し、実状に応じて見舞金をおくる。

第５条　その他について
（１）　第１条から第４条までの規定に定めていない事項については、会長が必要と認めたとき役員会にはかって適宜処置する。
（２）　弔慰については、すべて返礼は受けない
（３）　本規定の改正は、総会において改正する。

　附　則
　本規定は、令和３年６月１日より施行する。